

前回部会（令和 8 年 7 月 31 日）における指摘事項及び事業者の見解

番号	指 摘 事 項	事 業 者 の 見 解
1	評価書では、少なくとも重要な種について 95%、98%、99%、99.5%の感度表を載せて、どの値が事後調査で支持されるかを示していただきたい。また、どの前提であれば影響は小さいと評価できるのかについて書いていただきたい。（庄子委員）	ご指摘を踏まえ、評価書には鳥類の重要種の年間予測衝突数について、95%、98%、99%及び 99.5%の回避率を用いた予測結果を記載いたします。また、その予測結果については、今後実施するバードストライクの事後調査結果との比較検証を行う予定です。 また、「どの前提であれば影響は小さいと評価できるのか」につきましては、専門家等のご意見を伺いながら十分な検討を行い、評価書において予測結果とともに、その評価及び判断の考え方について記載いたします。
2	環境影響の程度について、定量的でなく定性的であっても定義することが重要なので、何かが起こったときにそれが問題なのかどうかという判断基準を示していただきたい。（丸山委員）	バードストライクの「環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合」の事前の判断基準の設定については、確認された種の希少性、保全状況、衝突の発生状況等を踏まえて総合的に判断することが重要であると考えております。 どのような状態をもって「影響が著しい」と評価するかについて、定量的および定性的な観点から整理し、専門家等のご意見も伺いながら検討した上で、評価書においてその評価及び判断の考え方について記載いたします。
3	環境保全措置は確実に効果があることを考えてやっていただきたい。一番確実な措置として、衝突リスクが高い時期などにおける一時停止や稼働制限も選択肢として検討していただきたい。（庄子委員） 風力発電所は点検で止めることが 1 年に何回もあり、それを渡りのピークに合わせて 1 か月ゆっくり丁寧に行ってい	環境保全措置の確実性を担保することの重要性につきましては、委員ご指摘の通りと認識しております。本事業においては、重大な影響が生じてからの事後的な稼働制限等に頼る事態を防ぐため、まずは「事前の回避・低減措置」に最大限注力いたします。具体的には、対象種の風車への接近を未然に防ぐため、風力発電機周辺において鳥類の採餌、休息又

	ただくことがよいと思っており、そのようなことを真剣に考えていただきたい。(塚田委員)	は滞在を誘引する環境が形成されないよう、周辺環境の適切な維持管理を行い、衝突リスクの最小化を図ります。 稼働後の事後調査において、予測を超える影響が確認された場合には、「順応的管理」の考え方にに基づき、専門家等のご意見も伺いながら、必要に応じて追加的な環境保全措置の実施を検討し、適切に対応いたします。 また、風力発電機の定期点検については、設備の安全運用を確保する観点から計画的かつ丁寧に実施してまいります。各号機の点検に要する期間も限られており、風力発電機全基の運転停止が長期間継続するような運用にはなりにくいものと考えております。しかし、ご指摘の趣旨を踏まえ、対象種の渡りのピーク時期等と可能な限り重複するよう、点検計画の調整に努めます。
4	鳥類について、個体数の少ないものについては、個体数が多いものとは全く違う考え方をしなければいけない。また、衝突リスクに変動がある場合には、高いときを基準にして判断していただきたい。(塚田委員)	希少猛禽類のように個体数が少ないものと、ヒヨドリなどの数が多い小鳥類の風力発電機への衝突に関する評価の違いについては、ご指摘のとおりと考えます。 本事業による対象種への最終的な環境影響の程度の判断に当たっては、調査年ごとに出現状況や衝突リスクに変動が認められることから、最も影響が大きい年の予測結果についても重視した上で、複数年の調査結果を踏まえて総合的に予測・評価を行っております。そのため、最も影響が大きい年の予測値も含めた評価を準備書の「ブレード等への接触の影響予測」に記載いたしました。
5	今回の結果をもって鳥類への影響は小さいとした結論は改めていただくよう強く要望する。(庄子委員)	鳥類への影響の評価につきましては、あらためて予測結果を検討し、評価書において適切な記載といたします。